

所 役 場  
行 町 任  
発 垣 責  
岡 垣 町 長 辻 守 荘

# 岡垣町立 体育館落成

本町のかねてからの念願であり、町民の体育振興と文化の向上に資するため体育館がこのたび完成し、落成式を四月十七日(土曜日)に挙行しました。建物の概要は次の通りです。

- 一 設置場所 岡垣町大字山田十七番地
- 一 建築面積 延面積二・三三一・〇八平方メートル
- 内訳
  - 一階(駐車場外) 九八五・六一平方メートル
  - 二階(体育室外) 一・〇〇一・〇二平方メートル
  - 三階(観覧席外) 三四四・四五平方メートル
- 一 工事費 総工事費 一五六、二六三、〇〇〇円
- 防衛庁補助金 二九、七一〇、〇〇〇円
- (一本体工事費)
- 先祖の遺物(高倉区) 西高陽区 田中陸生氏 提供

- 一〇七、〇三五、〇〇〇円
- (二)電気設備費 一四、七六四、〇〇〇円
- (三)給排水衛生設備費 七、九九三、〇〇〇円
- (四)屋外附帯設備工事費 一四、二三一、〇〇〇円
- (五)その他 一三、二四〇、〇〇〇円

- 一 構造 鉄筋コンクリート三階(屋根鉄骨造)
- 一 設計 福岡市中央区渡辺通り

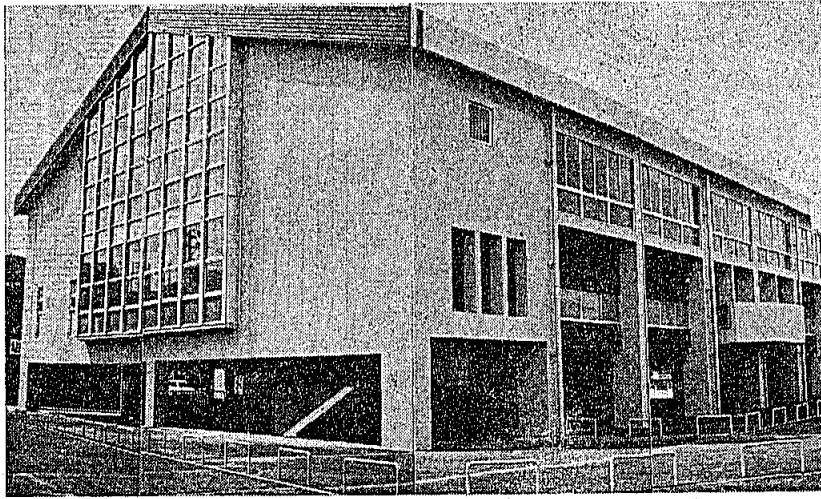
- 一 施設内容 バレーボール二面、バスケットボール二面、バドミントン二面
- 一 施工 北九州市八幡西区樋口町 柳村上工務店
- 一 概三島設計事務所

## 使用心得

- 一 体育館は大切な公共施設です。気持よく使用するために次のことを必ず守りましょう。
- 一 開館時間 午前九時から午後十時まで
- 一 休館日 十二月二十九日から一月三日まで
- 一 毎週月曜日(ただし午前九時から午後六時まで)
- 一 使用の許可 体育館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を得ること。使用申請は
- 一 使用の手続 東部公民館まで、使用許可を受けた者は使用承認書を係員に提示した後、使用する
- 一 使用の制限 次の各号の一に該当する者は使用できない。
- (イ)伝染病の病患又は精神に異常があると認められる者
- (ロ)わいせつ行為を及ぼし、又は迷惑となる行為があると認められるとき、若しくは動物の

町民の動き	
(三月末現在)	
人口	二一、六三六人
	(前月比増七二人)
男	一〇、三三八人
	(前月比増三五人)
女	一一、二九八人
	(前月比増三七人)
世帯数	五、七九〇世帯
	(前月比増四三世帯)

とどいたらず、とじましよう。



類を持込むとき。  
 (三)その他管理上支障があると認められる者。

一 退館

使用を終了したときは、使用した体育器具、備品等をもとの位置にきちんと整理し、その旨を係員に届出後退館すること。

一 損害賠償

建物、附風施設、器具、その他工作物等を損傷、汚損し、

又は滅失したときは、使用者はその損害を賠償しなければならぬ。

一 注意事項

・あとから使用する者に迷惑をかけるので使用許可時間を固く守ること。  
 ・使用時間は準備、あとかたづけ、簡単な掃除の時間をふくむものとする。  
 ・電話の呼出しはいたしません。  
 ・タバコは決められた場所以外

では絶対に喫煙しないこと。

一 一般使用日については東部公民

# 窓口手数料の改正!!

## 一 町手数料条例と国の戸籍手数料令と

このほど町手数料条例ならびに国の戸籍手数料令の改正が行なわれ窓口手数料が次のとおり改正されました。

住民票・印鑑証明・身元証明等

町条例による手数料は四月一日から、国の戸籍手数料令による戸籍謄抄本の手料は五月一日から実施されます。

▼町手数料条例によるもの

- (交付)
- 1 住民票 個人のもの 一枚七〇円 世帯全員の 一枚七〇円 一枚増すごとに十円加算
- 2 印鑑証明 一枚七〇円
- 3 身元証明 一枚七〇円
- 4 戸籍附票の謄抄本 一枚七〇円
- 5 固定資産評価証明 一枚七〇円
- 6 納税証明 一枚七〇円
- 7 所得額証明 一枚七〇円
- 8 その他の諸証明 一枚七〇円

館にお問い合わせください。(TEL) 0035

- 9 土地図面の写し 一枚五〇〇円  
 500・1600 一枚一〇〇円

(閲覧)

- 1 住民票 一世帯七〇円
- 2 戸籍附票 一戸籍七〇円
- 3 税務課に所属する公簿 一回七〇円
- 4 地籍図 一回七〇円
- 5 その他の公簿 一回七〇円

※税務課に所属する公簿、地籍図の閲覧についての一回とは、一所有者の土地、家屋等、それぞれ種類ごとに一回の閲覧を一件とする。

▼国の戸籍手数料令によるもの

◎戸籍謄抄本の手料

- ◎ 学童を 守れみんなが わが子供
- ◎ 交通は 笑顔でまっぴら 感謝で進む
- ◎ ヒヤットした その一瞬を 忘れるな
- ◎ 待つゆづる 笑顔と笑顔に 事故はなく
- ◎ とばすまい 良い子の通る せまい道

枚数制かよ通数制へ

最近の物価の増大、戸籍の謄本の交付に要する実費等にかんがみ、戸籍手数料を増額することも、その納付基準を合理化するための枚数制から通数制が採用されることになりました。  
 これからの戸籍手数料は枚数に關係なく一通につきいくらかということになります。

- 戸籍謄・抄本 一通二〇〇円
  - 除籍謄・抄本 一通三〇〇円
  - 受理証明 一通一〇〇円
  - 戸籍閲覧 一戸籍一〇〇円
  - 除籍閲覧 一戸籍二〇〇円
- 戸籍の謄抄本を郵便で請求されるときは、必ず現金書留か、郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。特に、定額小為替は百円単位の送金に便利で、千円以下の送金の場合、料金はわずか十円です。手帳に利用できます。なお、郵便切手で手数料を納めることはできないことになっています。

住民課戸籍係

# 町税の督促手数料改正

昭和51年度より、督促手数料が七〇円になりました。

税は納期にきちんと自主納付をおねがいします。

なお固定資産税、町県民税は納付月に前納すると、納期をわすれることもなく、前納報償金がありますので前納されるようおすゝめします。

昭和五十一年度の税金の納付月は次のとおりです。

納期	税目	期別
四月	軽自動車税	定期
五月	固定資産税	1期 <small>(前年度)</small>
	国民健康保険税	1期

六月	町県民税	1期
七月	固定資産税	2期
	国民健康保険税	2期
八月	町県民税	2期
九月	国民健康保険税	3期
十月	町県民税	3期
十一月	国民健康保険税	4期
十二月	固定資産税	3期
五年	町県民税	4期
一月	国民健康保険税	5期
二月	固定資産税	4期

◇税金を納めて、きずく、住みよい岡垣町 ◇ 税務課

# 議会だより

第一回岡垣町議会(定例会)は三月十日に召集、議案二十件、意見書二件、報告一件、請願陳情五件が上掲された。

本会議での主な案件は、一般会計予算、各種特別会計予算、各種条例改正などであるが、論争を呼んだのは、一般会計予算の中の同和予算で、八日間におよぶ議員全員による協議会、連合審査会が開かれ、同和予算について議会としては、部落解放のための正しい同和予算としては好ましくないとの判

とどいたら、まず、とじましよう。

取得用地管理運営上必要なため

▼議案第九号 (原案可決)  
岡垣町土地開発公社役員の変更について

加藤権次理事死亡により、理事補充のため岡垣町土地開発公社定款第七条第一項の規定により議会の承認を求める。  
定款変更に係る一名増員のため  
中村富毅雄  
大字海老津一三五六番地  
野中栄一

▼議案第十号 (原案可決)  
岡垣町手数料条例の全部を改正する条例  
料金適性化のため

▼議案第十一号 (原案可決)  
岡垣町公共建物使用料条例の一部を改正する条例  
岡垣町立体育館設置及び管理に関する条例の制定に伴い、これに準じて岡垣町公共建物使用料条例第二条別表一を改正するものである。

▼議案第十二号 (原案可決)  
岡垣町税条例の一部を改正する条例  
一、督促手数料は、昭和二十九

年より据え置かれており、郵便料金も改正されているため、督促手数料の改定を行う。  
二、納税証明書の交付手数料も

▼議案第十三号 (原案可決)  
岡垣町水道事業給水条例の一部

を改正する条例  
岡垣町水道事業給水条例を改正したので、地方自治法第九十六条第一項第十八号の規定により議会の議決を求める。  
▼議案第十四号 (原案可決)  
岡垣町元松原地区簡易水道設置条例の全部を廃止する条例  
岡垣町元松原地区簡易水道設置条例を廃止したので、地方自治法第九十六条第一項第一号の規定により議会の議決を求める。  
▼議案第十五号  
岡垣町新松原地区簡易水道設置条例の全部を廃止する条例  
岡垣町新松原地区簡易水道設置条例を廃止したので、地方自治法第九十六条第一項第一号の規定により議会の議決を求める。  
▼議案第十六号 (原案可決)  
岡垣町立体育館の設置及び管理に関する条例の制定について  
町民の体育振興と文化の向上に資するため、地方自治法第二四四条一項の規定に基づき、岡垣町立体育館を設置し、これが管理、運用のため同法第二四四条の二の規定に基づき本条例を制定するものである。  
▼議案第十七号 (原案可決)  
昭和五十一年度固定資産税の納期の特例に関する条例制定について  
地方税法の改正が遅れているため。  
▼議案第十八号 (原案可決)

昭和五十一年度岡垣町一般会計補

正予算 第四号

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四一六二六千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ二、一二九、七四四千円とするものである。  
▼議案第十九号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町農業共済事業特別会計補正予算(第二号)  
歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ六五千円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ一三三六九千円とするものである。  
▼議案第二十号 (修正可決)  
昭和五十一年度岡垣町一般会計予算  
五十一年度岡垣町一般会計予算の総額は歳入歳出それぞれ二九八二六千円とする。  
▼議案第二十一号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町国民健康保険事業特別会計予算  
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ二二六、一五〇千円とする。  
▼議案第二十二号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町農業共済事業特別会計予算  
歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ一八、二四八千円と定める。  
▼議案第二十三号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町住宅改修資金貸付事業特別会計予算  
歳入歳出予算の総額は、歳入歳

出それぞれ一八、二四八千円と定める。  
▼議案第二十三号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町住宅改修資金貸付事業特別会計予算  
歳入歳出予算の総額は、歳入歳

出それぞれ一八、二四八千円と定める。  
▼議案第二十三号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町住宅改修資金貸付事業特別会計予算  
歳入歳出予算の総額は、歳入歳

出それぞれ一八、二四八千円と定める。  
▼議案第二十三号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町住宅改修資金貸付事業特別会計予算  
歳入歳出予算の総額は、歳入歳

出それぞれ一、二〇二千元と定め  
る。

▼議案第二十四号 (原案可決)  
昭和五十一年度岡垣町水道事業  
特別会計予算

▼議案第二十五号 (原案可決)  
岡垣町道路線の認定について

道路法第八條二項の規定により  
岡垣町道路線を認定したので議  
会の議決を求める。

▼報告第一号 (原案可決)  
昭和五十一年行政事務委嘱の報  
告について

▼議案第二十六号 (原案可決)  
速賀郡岡垣町ほか三ヶ町伝染病  
院組合を組織する市町数の増加  
及び速賀郡岡垣町ほか三ヶ町伝  
染病院組合の規約の変更につい  
て

岡垣町、水巻町、菅屋町、速賀  
町で組織する伝染病院組合に中間  
市、玄海町を加せしめ、そのた  
め伝染病院組合を組織する市町数  
の変更と組合規約の一部を変更す  
るため、地方自治法第二九〇条の  
規定により議会の議決を求めるも  
のである。

▼議案第二十七号 (原案可決)  
公有水面埋立てに関する意見に  
ついて

本件は波津漁港区域内大字波津  
字仲地先公有水面を埋立てること  
について、福岡県知事から意見を  
求められたので、公有水面埋立法  
第三條第四項の規定により議会の  
決議を求めるものである。

▼意見書第一号 (原案否決)  
国鉄運賃値上げに反対する意見  
書の提出について

▼意見書第二号 (原案否決)  
主任制撤回に関する意見書の提  
出について

▼請願第六号 (継続審議)  
岡垣町町道認定に係る請願書

▼陳情第一号 (採択)  
山田地区においては速賀炭鉱が  
昭和二十六年〜二十八年にかけ  
て石炭を採掘していたときの鉱害で  
農地の不陸や湧水で、農作業によ  
り以上の時間と労力を費したり、  
農業経営も不安定なものとなって  
おりましたので地元では国や、石  
炭鉱害事業団等、関係機関に陳情  
を重ねておりましたところ、やっ  
と昭和49年2月に国の鉱害認定が  
農地六ヘクタールについてなされ  
ましたので早速復旧工事の施行を  
石炭鉱害事業団に依頼し、鉱害認  
定六ヘクタールの内約一、六ヘク  
タールの復旧工事が五十年度で完

### 山田地区農地の 鉱害復旧第一期工事完成

### 山田地区農地の 鉱害復旧第一期工事完成

成し、残りの四、四ヘクタールに  
ついても五十一年度で復旧工事が  
なされる計画です。

この計画が完成しますと岡垣町  
内で最もすぐれた農用地となり農  
業の生産性の向上に大きな効果が  
期待されます。

またこの鉱害復旧工事は土地改  
良事業(土地改良法に基づく)と  
もあわせて実施していますので農  
業者の方は一度現地をごらんにな  
ることも参考になるのではないか  
と思います。

岡垣町産業課  
山田土地改良区

### 一票がきめる日本の土台石

### 「海上保安庁 北九州統制通信事務所」紹介

### 北九州統制通信事務所」紹介

内浦に建設中であつた海上保安  
庁の北九州統制通信事務所(略称  
「統通」といいます。)がこのほ  
ど完成して業務を始めました。

これから、ずっと岡垣町に仲間  
入りさせていただくことになりま  
したので、この紙上をお借りして  
紹介したいと思います。

ご承知のことと思いますが、海  
上保安庁は運輸省に属し、海上の  
人命財産の保護、燈台、ロランな  
どの管理、海流、水深などの測定  
等々を任務としております。これ  
らの任務を遂行するために通信の  
果たす役割りは極めて重要なもの  
です。

これまでに、門司、福岡、大  
分、厳原に通信所を設置して、船  
や航空機からの「助けてくれ」の  
無線をひとつも聴きもらさないよ  
う日夜、寝ずの番をし、また、海  
上の気象、漂流物などについての  
警報放送など、もろ／＼の通信を  
実施してきましたが、都会化の拡  
大、工場等の増加などのため電気  
雑音が増しくなり、通信に障害が  
おこるようになりました。

このため電波にとって、環境の  
よい郊外の山頂などに無人の受信  
機、送信、中継の施設をつくり、  
遠方からこれを無線操作する通信

方式が必要となってきました。こ  
の方式の施設が内浦の「統通」で  
す。下関、大分、前原、厳原その  
他に設けた無人の施設をここで無  
線リモコンして、東は豊後水道、  
瀬戸内海、西は玄海灘、東支那海  
など広域の海上と交信します。

一方各地にある海上保安庁の役  
所や巡視船、航空機などがテレタ  
イプ、ファックス、電話により連  
絡し合う必要がありますが、これ  
もここでコンピュータを使用す  
るなどして自動化しております。

たとえば、「統通」の屋上にあ  
るお椀型のアンテナと湯川山頂上  
にあるお椀型アンテナとの間には  
目に見えない何百もの電波の線で  
結ばれており、これは方々の山頂  
に設けた中継所を経て、東に西に  
山を越え海を越えて伸びていま  
す。湯川山の中腹に四十三年から  
設置されている奇妙な八木のアン  
テナは、SOS電波の方向(遭難  
船の方向)を自動的に測定する方  
向探知局です。

これは建設以来、門司の海上保  
安本部からの無線リモコンで一分  
一秒の休みもなく働き続けていま  
すが、このたび「統通」からリモ  
コンすることになりました。  
以上が「統通」の概要ですが、

この最新電子技術の集合の施設を  
駆使して岡垣町の自慢のひとつに  
なるよう努力したいものと念じて

おります。  
第七管区海上保安本部  
通信所長

### ▼無料人権相談開設

一人権を尊重し平和で

明るい生活のために

一、日時 五月二十七日(木)

午前10時～午後3時

一、場所 岡垣町東部公民館

一、相談員 人権擁護委員  
法務局職員

岡垣町では皆さんの人権尊重と

平和で明るい生活のために年四

回、特設の人権相談所を開設して

おります。  
もしあなたの身のまわりに理由

なく無理をしいられたり、人格

を無視されたりして悩んでおられ  
る方はありませんか。

又、農地、借地借家、金銭貸

借、戸籍、登記、その他家庭内の

いざこざで心配されている方はあ

りませんか。

相談内容については絶対に秘密

にされます。一般の法律問題でも

結構です。ご遠慮なくお出で下さ

い。  
住民課戸籍係

### 身体障害者巡回相談

昭和五十一年度身体障害者巡回  
相談を左記のとおり実施します。

これは身体障害者に対し医学的  
判定等を行ない、また更生に必要  
な総合的相談に応じます。ただし  
内部障害者と労災者は除きます。

実施主体 更生相談所

協力機関 岡垣町、福岡県福祉事

務所

予約受付 六月九日(水曜日)

午前10時から12時ま

で

相談日 六月十五日(火曜日)

午前10時から午後3時

まで

場所 予約受付、相談とも東

部公民館

なお職傷者の相談は六月十四日

中間市社会福祉センターでありま

す。(時間午前10時から午後3時

まで)。

(民生課)

## 議会 ABC

### 陳情

国又は地方公共団体の機関に対  
して、その実情を述べ、適当な措  
置を要望することをいうものであ  
るが、実質的には請願と同じであ  
る。ただ陳情については、請願の  
ように法律上の規定が整備されて  
いない。

地方公共団体の議会に対する陳

情については、自治法第一〇九条  
三項、四項等の規定がある。  
この場合の請願との相違は、請  
願のように議員の紹介を必要とし  
ない点がもっとも大きな点であ  
る。

(議事事務局)

### 凶器を追放して

#### 明るい社会をつくりましょう

一昨年九日以来警察は総力を挙  
げて凶器使用犯罪の未然防止活動  
について取り組んでいます。この  
間多数の凶器を発見押収し、凶器  
を使用した犯罪の未然防止に多大  
の成果を収めております。

しかしながら、爆発物を使用し  
た犯罪あるいは、けん銃刃物等を  
使用した暴力団の対立抗争事件や  
凶悪犯罪が跡を断たず、むしろ増  
加の傾向にあります。その身近な  
事件では、ご存知のとおり折尾警  
察署管内でも、昨年十一月二十四  
日マージャンクラブにおける暴力  
団の対立抗争のけん銃乱射による

殺人未遂事件、続いて十二月六日  
同じようにマージャンクラブにお  
いて二挺けん銃を持った強盗事件  
などの凶悪事件があいついで発生  
しました。

### 交通暴力絶滅

#### 一〇〇日作戦の実施

四月六日から十五日までの十日  
間にわたって実施された、春の交  
通安全運動も町内の皆様方のご協  
力によりまして無事終了しまし  
た。安全運動期間中県下では、次

。許可を受けている猟銃、空気銃  
登録を受けている刀剣類は、盗  
まれないよう安全な場所に確実に  
に保管しましょう。

(折尾警察署)

の通り交通事故が発生しました。  
発生件数七十一件(増十九)  
死者九人(減五)  
傷者九十四人(増三三)  
( )内数字は前年同運動期間

中の増減比。

期間中の事故死者発生件数九件  
九人中、高校生三件三人（オート  
バイによる事故）が特異な事故で  
した。折尾署では、発生件数十六  
件（減六）、死者〇、傷者二〇人  
（減十二）でした。折尾警察署管  
内の運動期間中の発生件数は、昨  
年（安全期間中）比減六となっ  
ていますが、県下の交通死亡事故は  
三月後半にはいり、うなぎのぼり  
に急増しております。

折尾警察署では、交通死亡事故

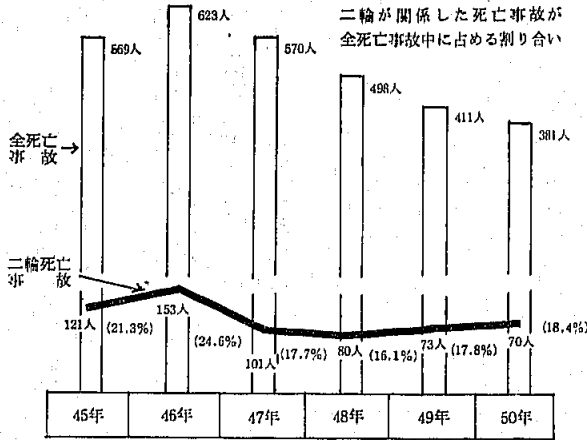
## 二輪、原付車を 運転される方にお願

五月一日以降、免許証  
の更新手続きはできるだ  
け金曜日午後にお願いし  
ます。

受付時間 各試験場とも  
一時～一時三十分  
県警では、免許証の更  
新の際行う講習のうち毎  
週金曜日の午後だけ二輪  
運転者向けの講習を行っ  
ておりました。

事故の被害にあわない  
ためにもこの講習を受け  
ましょう。

折尾警察署



二輪が関係した死亡事故が  
全死亡事故中に占める割合

増勢の源である交通暴力を絶滅す  
るため現在「交通暴力絶滅一〇〇  
日作戦」を強力に展開していま  
す。実施期間は、四月六日から七  
月十四日までの一〇〇日間です。  
チャット一杯飲んだの飲酒運転、  
高速運転、無免許運転、信号無  
視、暴走族の無謀運転等を皆さん  
とともに私達の町から追放しまし  
よう。警察でも連日多数の警察官  
を街頭に出して強力な取締りを実  
施しております。

（折尾警察署）

## 電話局からのお願い

◎電話をおかけになる時はまず電  
話番号をよく確かめてダイヤル  
しましょう。

ウロ覚えでダイヤルするのは、  
まちがいの電話のもととなり、時  
間とおカネのムダになります。

◎ダイヤルは必ず指止までまわし  
てから自然にはなしましょう。  
電話はダイヤルが戻るときにつ  
ながります。

鉛筆でまわしたり、ムリに戻し  
たりするとまちがってかかった  
り故障の原因になります。

◎相手がお話中の時は、イライラ  
せず三分位待ってからかけ直し  
ましょう。

◎相手が出なくても、呼出音十回  
ぐらいい待ちましょう。

四〇五回でセツカチに切ると、  
相手は電話機のそばにきている  
かもしれない。

◎北九州市内へ電話をなさる時は  
はじめに北九州の市外局番「〇  
93」をおわすれなくダイヤル  
して下さい。

（電々公社）

## 香典返しとして寄付

### 社会福祉協議会へ

- 一、上畑区故神谷真次殿40才  
昭和51年3月11日死亡  
神谷兼起殿より
- 一、糠塚区故田原武勇殿67才  
昭和51年3月17日死亡  
田原英樹殿より
- 一、内浦区故長畑繁家殿86才  
昭和51年3月26日死亡  
長畑文雄殿より
- 一、西黒山区故高野リエ殿77才  
昭和51年3月27日死亡

### 高野惺殿より

- 一、波津区故平川源八殿79才  
昭和51年3月19日死亡  
平川寿男殿より
- 一、吉木区故門司セツ殿86才  
昭和50年12月23日死亡  
門司清敏殿より
- 一、手野区故川原ハル殿73才  
昭和51年4月9日死亡  
川原知夫殿より
- 一、吉木区故下中群一殿83才  
昭和51年4月5日死亡  
下中静枝殿より

## 民謡民舞

### 合同発表大会

遠賀郡、宗像郡各町、中間、飯  
塚両市の民謡民舞合同発表大会を  
行ないますのでごなたでも自由に  
ご出席ください。

記

日時 五月十六日（日曜日）  
午前九時～午後六時まで  
場所 中央公民館（吉木）  
主催 岡垣町民謡民舞同好会

- 一、波津区故石田武勇殿69才  
昭和51年3月20日死亡  
石田勝殿より
- 一、吉木区故原初太郎殿91才  
昭和51年3月26日死亡  
原勝文殿より

## 老人クラブ寿会へ

- 一、糠塚区故田原武勇殿67才  
昭和51年3月17日死亡  
田原英樹殿より
- 一、上海老津区故吉積ウメ殿72才  
昭和51年3月17日死亡  
吉積淳殿より
- 一、西黒山故高野リエ殿77才  
昭和51年3月27日死亡  
高野惺殿より
- 一、波津区故平川源八殿79才  
昭和51年3月19日死亡  
平川寿男殿より
- 一、吉木区故門司セツ殿86才

# 人権コーナー

- 昭和50年12月23日死亡  
岡司清敏殿より
- 一、上畑区故神谷アキ殿82才  
昭和51年4月6日死亡  
神谷和生殿より
- 一、手野区故川原ハル殿73才  
昭和51年4月9日死亡  
川原知夫殿より
- 一、吉木区故下中群一殿83才

- 昭和51年4月5日死亡  
下中静枝殿より
- 一、波津区故石田武男殿69才  
昭和51年3月20日死亡  
石田勝殿より
- 一、吉木区故原初太郎殿91殿  
昭和51年3月26日死亡  
原勝文殿より

私達が社会生活を営んでいると、好むと好まざるとにかかわらず、いろいろな紛争に巻き込まれることがあります。

さて、もしあなたが、このような問題の当事者となったとき、どうされるでしょうか。

▼私の自動車で友人と釣に行く途中、運転していた友人が小学生をはね、重傷を与えました。私にも責任があるでしょうか。

(答え) 自動車損害賠償保障法という「自己のために自動車を運行の用に供する者」に該当します。あなたにも責任があります。(参照、自賠法三条)

▼車検のために自動車を整備工場に出していましたが、検査が終わって整備工が私の家まで自動車を届ける途中老人に負傷させました。自動車の所有者としての責任がありますか。

(答え) 整備工または修理業者

に責任があつて、あなたにはありません。

▼私は、父の反対を押し切つて結婚したため、父から勘当する旨申し渡され、現在父とは音信不通の状態ですが、父が死亡した場合、勘当されている私には相続権がないのでしょうか。

(答え) 現在の法律では勘当の制度は認められていません。推定相続人の廢除がなされているか、相続人の欠格事由がある場合以外は、相続権があります。(参照、民法八九一条、八九二条)

▼隣地の所有者は、私の宅地との境界から一メートルぐらいのところ肥料を作ったので、ウジムシがはいってきて困っています。どのように話をすればよいでしょうか。

(答え) 肥料だめをつくるには、隣地との境界から二メートル

ル以上離さなければならぬことになっていきますので、その距離をおくよう請求することが出来ます。また、ウジムシの侵入については、肥料だめの距離に

## 人工呼吸法の指導について

### — 水難に備えて —

海や川で、レジャーを楽しむ人がふえてくると、一方では水の犠牲者も多くなってきました。

こんなとき、習い覚えた人工呼吸法が役立つ一命をとりとめたというケースがよくあります。

特に子供と一緒にいることが多い主婦にとって機敏な応急処置を身につけておくことが大切です。

おぼれた人が、呼吸停止になっても二分以内に人工呼吸をすれば

かかわらず、防止措置をとるよう請求することができます。(参照、民法二三七条) 住民課戸籍係

九十パーセントの蘇生(そせい)率があるといわれています。そこで、各地区で人工呼吸法の指導をうけたいと希望される団体がありましたら、六月中を指導実施期間としますので消防本部(署)まで早目に連絡して下さい。

遠賀郡消防本部(署) 電話(遠賀川局)〇九三二九一 三一―二三一。 企画教養課 警防課

## お別れのことば

前海老津駅長 梅野明

### 私事

昭和四十八年二月十六日、当地海老津駅着任以来三年間、町長さんを始めとして地域住民の方々及び、駅をご利用していただいた数多くの方々への厚い、ご協力とご支援により三年間無事責任を果し、四月一日をもって退職することとなりました。

この間、皆様方に多大の迷惑をかける運転事故又は、職員の傷害事故も皆無であり、特に、心嬉しく感じますことは、列車をご利用していただいている旅客の皆様方の傷害事故が一件の発生も見なかつたことで、設備の悪い中でのご協力に対し深く感謝いたします。特に、私は鉄道在職三十七年余

の最後の三年間を皆様との絶大なご指導とご鞭撻により無事故で鉄道生活を終ることができ、私ほど恵まれた幸せものはないと感ずる次第でございます。更に海老津駅在任中の特筆事項として小役丸瀬光協会会長及び、ぶどう部会長、早川種喜氏、柑きつ組合長、麻生須造氏、高倉枇杷部会長、大村政夫氏等の果樹の植樹と指導によって朝夕の通勤、通学、一般買物客等の皆さんの目を楽しませてくれる果樹が寄贈され、昨年八月第一回のぶどう祭も催され、岡垣町に各種の果物があることをPRができました。又海老津駅に地域の特産である各種の果物が栽培されていることは、日本国で海老津駅、多しといえども全国で海老津駅をおいて他に見られない現状であり、大いに自慢に値するもので関係者の皆様のご苦勞に対し、心からお礼申し上げますと共に、岡垣町の特産品の果物によって北九州、博多地区の住民に足を向けさせて、岡垣町発展の基礎となることを心から念じ地域の皆様に対するお別れのことばといたします。

皆様方のご健康とご多幸をお祈りいたしますと共に、永い間お世話になりましたことを厚く御礼申し上げます。

追伸  
なお第二の職場といたしまして折尾堀川町四一― 東筑軒株式会社販売企画室に勤務することとな

りましたので在職中同様、ご愛顧賜りますようお願いいたします。

昭和五十一年五月吉日

# 『消防』一九コーナー』

## — 煙の恐ろしさ —

近頃の建物はコンクリートやアルミサッシで外周を囲み、内部は個室化されたものが多くなっています。また室内には石油などから作られた化学製品が多くもちこまれています。

このようなところで火事が起きると、まず大量の煙と有毒ガスが発生し急速に燃焼が拡大します。火事による死者の多くは火事の初期の煙によるものです。従って煙の恐ろしさを十分知っておくことが火事から命を守る大切なポイントです。

### ※煙の性質

- ◎熱気流は呼吸性の熱傷をおこす
- ◎見通しが悪くなり恐怖感を与えます
- ◎有毒ガスを含んでいる
- ◎微粒子が肺細胞に入り窒息する
- ◎煙の上昇は急速である
- ※煙につかまるな
- ◎できるだけ姿勢を低くして避難する
- ◎ハンカチなどを口にあてて、呼吸は小さくして避難する

### ※管内火災、救急発生状況

(S51.2.1~S51.2.29まで)

町名	種類	火災	救急
水巻	芦屋	2	74
岡垣	遠賀	2	36
合計		8	192

火事と救急は「119番」です。早く正確に通報しましょう。

### — 遠賀郡消防署 —

## 電気工事士試験の実施

昭和五十一年度電気工事士試験を次のとおり実施します。

- 一試験日  
筆記試験 六月十三日(日) 午前十時  
技能試験 八月一日(日) 午前十時三十分
- 一場所 福岡工業大学

## スポーツ行事予定

- 四月二四日、軟式野球審判講習会
- 二五日、バレーボール大会
- 五月二日、九日、二三日、公民館 対抗野球大会
- 十六日、第十二回町民体育祭 下旬、ジュニアテニス大会 (硬式)
- 七月十一日、公民館対抗卓球大会
- 十八日、ダブルテニストーナメント
- 中旬、町内、郡内弓道射会
- 下旬、少年少女ソフトボール大会
- 下旬、第二回町内事業所、クラブチーム軟式野球大会(早朝野球大会)
- 七月下旬、軟式テニス大会
- 八月八日、遠賀郡民水泳大会
- 二二日、遠賀郡民体育大会
- 二九日、県休夏期大会
- 九月初旬、第一回壮年ソフトボール大会
- 十九日、テニス教室トーナメント
- 十九日、二十日、県休秋期大会
- 十月三日、シングルステニストーナメント
- 九日、高倉神社秋期大祭奉納相撲、弓道射会
- 十日、公民館対抗相撲大会
- 小学校相撲大会
- 高倉神社秋期大祭奉納剣道大会
- バレーボール(ママさん)大会
- 十一月初旬、第二回岡垣町少年剣道大会
- 十一月二八日、町内バドミントン大会
- 十二月十二日、第十二回遠賀郡ロードレース大会
- 十九日、公民館対抗伝大会、年令別マラソン大会
- 一月十五日、第二八回朝日駅伝大会
- 二三日、第二五回各町対抗伝大会
- 十四日、町内卓球(個人)大会

## 町民総スポーツめざして開幕

## バレーボール大会

- 四月二十五日バレーボール大会 (三十才未満の部、三十才以上の部にわたる)が、岡垣中学校グラウンドで、二十八チームの参加で実施されました。応援者も含めて約四百名程度になり成功裡の内に終了しました。この大会実施にあたって準備から後かたづけまでしていただいた休協バレーボール部に對し心から感謝申し上げます。
- 三十才未満の部  
優勝 吉木チーム  
准優勝 内浦チーム
- BB賞 つくし自治会チーム
- 三十才以上の部  
優勝 東高陽チーム  
准優勝 東松原チーム  
BB賞 戸切チーム

(教育委員会)